

売 買 契 約 書 (案)

1. 売 扱 い 物 品 の 名 称	○ ○ ○ ○ ○ ○
2. 規 格 ・ 数 量	○ ○
3. 売 扱 金 額	¥ ○ ○ ○ , ○ ○ ○ -.
4. 契 約 保 証 金	¥ ○ ○ ○ , ○ ○ ○ -.
5. 引 渡 場 所	○ ○ ○ ○ ○ ○
6. 引 渡 期 限	令和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の物品について、売扱者 加 古 川 市（以下「甲」という。）と、
買受者 ○ ○ ○ ○ ○ ○（以下「乙」という。）は、別記約款の条項によって
売買契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住 所 加古川市加古川町北在家2000番地
加 古 川 市
氏 名 加古川市長 岡 田 康 裕 印

乙 住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○

氏 名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 印

売買契約約款

(総 則)

第1条 乙は、甲が行う頭書物品の売払いにあたり、次の条項により契約を締結する。

(契約保証金)

第2条 契約保証金については、納付済みの入札保証金を全額充当するものとする。

(売払代金の残金の支払い)

第3条 乙は、売払代金から契約保証金を控除した額を売払代金の残金として、甲の発行する納付書により、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに甲に支払わなければならない。

(所有権移転)

第4条 売払物件の所有権は、引渡しをもって、甲から乙に移転するものとする。

(売却物件の引き渡し)

第5条 甲は売却物件を甲の指定する場所において引渡期限内に現況有姿のまま乙に引渡すものとし、乙は当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、売却物件の引受け及び搬出の実施については、甲の指示に従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続きは、乙が行わなければならない。
- 3 前項の手続きに要する費用は、全て乙が負担するものとする。

(乙の請求による引渡期限の延長)

第6条 乙は、天災地変その他その責に帰すべきことができない理由により、引渡期限内に手続きを完了することができないときは、甲に対してその理由を付して引渡期限の延長を求めることができる。その延長日数は、甲、乙協議して定めるものとする。

(危険負担等)

第7条 この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が、甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失した場合で、売買物件の引渡しが不能となったときは、乙は、書面により相手方へ通知し、本契約を解除することができる。

- 2 この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が、甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由によってき損した場合、乙は、売買代金の減額を請求することができない。
- 3 第1項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、納付済みの金員を速やかに返還する。ただし、返還する金員には利息を付さない。

(契約不適合責任)

第8条 この契約の締結後、乙は、甲に対し、引渡しを受けた売買物件について、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由とする履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求、契約の解除をすることができない。

(契約の変更及び中止等)

第9条 甲は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は物品の売払いを一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、引渡期限又は売払金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。又は暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合については、この限りでない。

（秘密の保持）

第12条 乙は、契約の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（補 則）

第13条 この契約に関し、疑義を生じたとき又は定めのない事項については、加古川市財務規則（昭和44年加古川市規則第13号）によるほか、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）の締結に当たり、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約いたします。

なお、貴市が必要と認めた場合には、求めに応じ速やかに役員等名簿を提出するとともに、この誓約書の写し及び役員等名簿の情報を兵庫県加古川警察署長（以下「加古川警察署長」という。）に提供すること、加古川警察署長に下記2(1)に関して意見照会すること並びに加古川警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は貴市関係組織又は公営企業等に提供することについて同意します。

記

1 契約名 売買契約（金地金）

2 誓約事項

- (1) 次のアからエまでのいずれにも該当しません。
ア 条例第2条第1号に規定する暴力団
イ 条例第2条第2号に規定する暴力団員
ウ 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）別表第2項に規定する暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
エ 要綱別表の第3項から第5項までに規定する事業者
- (2) 前号のほか、本契約書の暴力団等の排除に関する各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の貴市が行う一切の措置について異議を述べません。
- (3) 本契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、貴市に報告するとともに加古川警察署長に届け出て、捜査上必要な協力をしています。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

加 古 川 市 長 様

（買受者）

住 所

（所在地）

氏 名

〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

電 話

電子メール

(参考 2(1)関係)

加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
(以下略)

加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱 抜粋

別表

2	暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
3	暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号に規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
4	暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
5	次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。 (1)自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為 (2)暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為 (3)前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号） 抜粋

（定義）

第2条

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

…略…

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

…略…

（暴力的 requirement 行為の禁止）

第9条

21

口 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

（以下略）